



公益社団法人の 認定をうけて

函館市医師会 理事
白戸耳鼻咽喉科 院長
白戸 勝

公益法人制度改革により、各医師会は平成25年11月末までには、公益社団法人か一般社団法人かの選択をせまられています。函館市医師会は、日本医師会の「新公益法人制度への対応（財務面）」に関するモデル研究事業へ応募し、岐阜県医師会、調布市医師会とともに研究事業を受託し、他の医師会より先んじて申請を行い、幸いに平成23年4月1日に公益社団法人の移行認定を受けることができました。函館市医師会は4大事業と呼んでいるものがあります。医師会病院、健診検査センター、看護専門学校、夜間急病センターです。この紙面ではこれら事業の公益認定を受ける際の問題点を、内閣府の指針やそれに基づいた北海道公益認定等審議会の意見を参考に述べたいと思います。

医師会病院の公益認定に関しては、二つの大きな柱があったようです。一つは地域医療支援病院として、もう一つは救急医療の実績等を勘案して、公益性が認められたようです。地域医療支援病院として、地域の診療所では治療が難しい患者に対し、診療所医師が当該病院の専門医師と共同で診療に当たることや、病院の設備（病床、MRI、CT等）を診療所医師が利用することを可能としており、地域医療の連携の中核となる病院を運営している。救急医療に関しては、単に24時間救急指定病院の看板をかかげているだけでは不十分で、地域の救急医療体制のなかで、二次の病院群輪番制参加病院として明確に位置づけられ、北海道医療計画にも盛り込まれていることが大きな要因であったようです。

健診検査センターの公益認定に関しては、当初の審議では、「健診部門は公益目的事業に該当する。検査部門は他の民間企業と営利競合していることから、公益目的事業には該当しない。従って、健診部門を公益目的事業に、検査部門を収益事業と分けて申請すれば問題なし」という厳しいものでした。

内閣府の指針でも、「検査事業は民間の営利事業者でも運営可能であり、安価で行っている。あるいは不採算の検査を行っている等のみでは公益性は認められない。他に事業者が存在しない等、地域の事情によっては、公益性が認められることもある」というものです。

最終的には健診検査センター全体が公益目的事業

と認められました。その詳細は不明ですが、病院事業の公益性の説明の際、公益性の高い救急医療と一般の医療とは一体であり、病院事業全体を公益目的事業と結論づけたとあり、同じような考えであったのかもしれませんが。

看護専門学校の公益認定に関しては、「民間事業者でも運営が可能な看護師の養成は原則収益事業である。ただし『民間事業者が扱わない准看護師の養成を目的としている』等、民間事業者にはない特徴を持ち、そのことが公益性が高いと説明できる場合には、認められる可能性がある」というものです。

夜間急病センターは、函館市の指定管理者として公設民営の形で運営しております。一般に、事業に係る特定の収益があるものは、原則収益事業です。ただし「地域における医療サービスの確保のため通常の病院・診療所が医療を提供しない時間帯や地域において行われる医療事業（救急医療やへき地医療）に組織的、主体的に取り組んでいる」等、公益性が説明できる場合には、認められる可能性があるということです。

公益法人となるメリットの一つに、社会的信用の維持が挙げられ、これにより「公益」という名称が独占的に使用できます。それにより、行政からの委託事業や公益目的事業をスムーズに遂行できるということがあり、また、社会的発言力が増すということもあります。しかし、一番のメリットは税制上の優遇措置です。たとえ法人税法上の収益事業でも、公益目的事業と認定されれば、その事業は原則非課税となります。非営利型一般法人よりさらに優遇された、超原則非課税グループと言われるゆえんです。また、税務上の「特定公益増進法人」に該当し、寄附を行う側にも税務メリットがあります。

公益法人のデメリットとしては事業内容にさまざまな制限（規制）があることです。まず、認定基準に適合していること。収支相償であること。公益目的事業比率が50%以上であること。遊休財産規制もあります。また、一定の財産の公益目的事業への使用・処分や、逆に公益目的事業から法人会計への繰り入れが不可能になるということもあります。各医師会が、それぞれの事業内容を精査検討して、公益社団法人か一般社団法人かを選択することになりました。